

商品概要説明書

(平成29年4月3日現在)

1. 商品名	・定額式および目標式定期積金：『退職ライフ定期積金』
2. ご利用いただける方	・個人のみ (原則として、50歳代を対象とします。)
3. 期間	・1年以上10年以内(満期日は退職予定の年月を指定してください。)
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 契約金額	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます(目標式は初回で掛金を調整)。 ・払込周期は毎月とします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり10,000円以上 ・1円単位 ・100万円以上300万円以内
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年0.30%(税引後年0.23%)を約定利回りとして適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円以上とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につ きましては、当JA本支店（所）または当JA（本商品を 申し込まれた該当JA）の下記連絡先にお申し出ください。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備 し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="662 392 1428 958"> <thead> <tr> <th>JA名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JAうま</td> <td>金融部 金融企画課</td> <td>0896-24-3737</td> </tr> <tr> <td>JA新居浜市</td> <td>本店営業部 信用</td> <td>0897-37-1003</td> </tr> <tr> <td>JA西条</td> <td>金融共済部 資金課</td> <td>0897-56-1800</td> </tr> <tr> <td>JA周桑</td> <td>金融共済部 貯金課</td> <td>0898-68-6266</td> </tr> <tr> <td>JAおちいまばり</td> <td>本店業務部 信用業務課</td> <td>0898-34-1817</td> </tr> <tr> <td>JA今治立花</td> <td>金融部 営業課</td> <td>0898-23-0246</td> </tr> <tr> <td>JA松山市</td> <td>金融推進部</td> <td>089-946-1611</td> </tr> <tr> <td>JAえひめ中央</td> <td>金融部 金融企画課</td> <td>089-943-8731</td> </tr> <tr> <td>JA愛媛たいき</td> <td>金融部 資金課</td> <td>0893-24-4181</td> </tr> <tr> <td>JAにしうわ</td> <td>金融部 業務課</td> <td>0894-24-1118</td> </tr> <tr> <td>JAひがしうわ</td> <td>金融部 貯金課</td> <td>0894-62-1212</td> </tr> <tr> <td>JAえひめ南</td> <td>信用部 企画課</td> <td>0895-22-8111</td> </tr> <tr> <td>JA愛媛県信連</td> <td>企画管理部 リスク管理課</td> <td>089-948-5273</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県 JAバンク相談所（電話：089-948-5656）で も、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次 の機関を利用できます。上記当JA担当部署または愛媛県 JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>	JA名	担当部署	電話番号	JAうま	金融部 金融企画課	0896-24-3737	JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003	JA西条	金融共済部 資金課	0897-56-1800	JA周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266	JAおちいまばり	本店業務部 信用業務課	0898-34-1817	JA今治立花	金融部 営業課	0898-23-0246	JA松山市	金融推進部	089-946-1611	JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731	JA愛媛たいき	金融部 資金課	0893-24-4181	JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118	JAひがしうわ	金融部 貯金課	0894-62-1212	JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111	JA愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273
JA名	担当部署	電話番号																																									
JAうま	金融部 金融企画課	0896-24-3737																																									
JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003																																									
JA西条	金融共済部 資金課	0897-56-1800																																									
JA周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266																																									
JAおちいまばり	本店業務部 信用業務課	0898-34-1817																																									
JA今治立花	金融部 営業課	0898-23-0246																																									
JA松山市	金融推進部	089-946-1611																																									
JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731																																									
JA愛媛たいき	金融部 資金課	0893-24-4181																																									
JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118																																									
JAひがしうわ	金融部 貯金課	0894-62-1212																																									
JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111																																									
JA愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273																																									
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べ ます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による 延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先 掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 																																										

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA松山市